

## 改正の概要（平成 22 年 3 月 1 日適用）

## 関税率表解説(平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号)

HS 番号	品 目	概 要
第 84.11 項	ガスター・ビン	(和文の修辞上の修正)
第 8415.90 号	分割して提示されるエアコンディショナーの室内・室外ユニット	エアコンディショナーの室内・室外ユニットが別々に提示される場合には、エアコンディショナーの部分品として分類されることを明確化。
第 84.19 項	加熱等の温度変化による方法により材料を処理する機器	(除外規定における修辞上の修正)
第 84.33 項	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械	(英語原文とフランス語原文の齟齬に関する修辞上の修正)
第 90.28 項	液体用の積算計器	(英語原文とフランス語原文の齟齬に関する修辞上の修正)
第 95.04 項	ビデオゲーム	「電子ゲーム」、「オーディオビジュアルゲーム」等、定義が不明確な用語を削除し、ビデオゲームコンソールとビデオゲームの表記を明確化。

## 改正の概要（平成 22 年 3 月 1 日適用）

## 分類例規(昭和 62 年 12 月 23 日付蔵関第 1299 号) 第1部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 3002.10 号	ペグインターフェロン	ポリエチレングリコールを結合させたインターフェロンを、変性免疫産品として第 3002.10 号に分類。
第 3404.90 号	ホホバ製品	水素添加し組織調整したホホバオイルは、ろうの特性を有することから、人造ろう及び調製ろうとして第 3404.90 号に分類。
第 3504.00 号	濃縮ミルクたんぱく質	ミルクたんぱく質を乾燥状態で 86% 含む濃縮ミルクたんぱく質を、たんぱく質系物質として第 3504.00 号に分類。
第 3824.90 号	植物用の液体栄養調製品	必須アミノ酸及び亜鉛等からなる植物用の液体栄養調製品を、肥料成分である窒素、りん、カリウムを含まないことから、化学工業において生産される調製品として第 3824.90 号に分類。
第 3923.90 号	キャップ付き管状プラスチック容器	化粧品等を封入するプラスチック製の管状容器(一方の端が封止されていないもの)を、容器の特性を認めて、瓶等以外のプラスチック製包装容器として、第 3923.90 号に分類。
第 4014.90 号	目盛り付き滴下用チューブ	キャップ(ゴム製)、チューブ(プラスチック製)からなる滴下用チューブを、医療用のゴム製品として第 4014.90 号に分類。
第 4016.93 号	ゴム製ブレーキカップ	自動車の油圧ブレーキシステムに用いられるゴム製ブレーキカップをゴム製のシール(液漏れ止め)として第 4016.93 号に分類。
第 9503.00 号	菓子付きのがん具の風車	風車の柄の部分に菓子(キャンディー)の入ったがん具全体を、がん具として第 9503.00 号に分類。

他、国内分類例規について見直しを行い整備すべき箇所があつたことから改正